

令和6年度第2回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています

令和6年度第2回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和6年6月7日（金）13:30～

2. 開催場所

悠邑ふるさと会館会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地埋立届について
報告第1号	合意解約書及び合意解約申出書の届出について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	青年等就農計画の変更認定について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長

本日は、天候も良く皆さんお忙しい中、お集まりいただき有難うございます。令和6年度第2回川本町農業委員会総会を開催します。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いいたします。

事務局

本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。

会長

議事録署名委員の指名をします。2番釜田委員さん、5番浅原委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

2・5 番委員

はい。

会長

議事に入ります。本日、審議していただくのは、議案3件、報告事項3件ございます。それでは、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号について、ご説明します。資料2頁をお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請書が提出されました。申請者は●●在住の●●●●さんです。申請された土地は、大字●●●●●番、●●●番●、地目は田、総面積●●●●●●㎡です。登記簿上は田ですが、現況は●●●番は農業用施設用地、●●●番●は放牧地となっております。この2筆を農業用施設用地として転用したいと申請をされました。転用後は、牛舎を増築される予定です。資料3～8頁に牛舎の平面図等を掲載しております。

場所につきましては、資料9頁の写真図をご覧ください。自宅の裏の●●●番の地目は田ですが、既に牛舎が建っております。●●●番●については、増築する牛舎の他に肥料やトラクターを置くため全ての面積を転用されたいと伺っております。

現地につきましては、●●委員さんと●●委員さんと一緒に現地確認を行い、資料10頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。

会長

現地調査へ行かれた●●委員さんと●●委員さんは現地調査報告をお願いします。

●●委員

現地を見に行きましたが、普段から通る場所にあり牛舎を大きく造成するとしたら、このようなかたちになるのでないかと思えます。ただ、手続きで転用面積の制限であったり、事務的な手続きの面で不備もあったようですが、●●さんの場合は、今後も担い手として農業をされる方なので、町がフォローするなどし、やっていけばいいかと思えます。

●●委員

●●委員さんと同じで、現地を見させていただきましたが、農業用施設を建てられるのであれば、図面の見立てたどおりにされるのは良いのではないかと思います。

会長

それでは、提出された書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。審議に入ります。議案第1号につきまして、何かご意見・ご質問等ございませんか。

●●委員

牛舎の増築費ですが、補助金はどのようになっていますか。

事務局

町と県です。

●●委員

●●●番●の全ての面積が転用面積になるのですか。

事務局 全面積を農業用施設に転用したいと伺っております。

会長 申請書によれば、許可を受けようとする土地が2筆あり、写真図を確認すると●●●番地は既に牛舎が建っておりますが、これの取り扱いはどのようになっているのでしょうか。

事務局 過去のことでですので、今すぐの返答はできかねます。

会長 ●●●番の転用の許可が出ていれば、今回の申請では必要ないということですよ。そうでなければ、今回の申請での牛舎の建築面積は、既に建っている牛舎の面積も含めての面積が必要ではないでしょうか。

あと●●●番●は牛舎を建てた以外の残地面積が広いですが、他に何かされるのでしょうか。農地のままであれば全面積を転用する必要はないですし、農地とは何かという定義から入らないといけないと思います。

資料9頁の写真図を確認していただくと、隣接している地目が田の●●●番は、数年前に農地埋立届が出ており、埋立後は農地として活用するようになっておりましたが、現在は、資材置き場や真砂土や作業道があり、見た感じ農地ではないと思います。農地でなければ、こちらの場所も含めて転用の申請をするべきではないのかと思います。

それから地目が溜池の●●●番は、既に建っている農業用施設が一部入っており、今回の農業用施設にも含まれております。地目が原野の●●●●番●も一部含まれており、申請書に転用ではなく宅建の土地として面積の記載が必要になるのではないのでしょうか。

事務局 ●●●番については、言われるとおりの真砂土入れられ地を固めておられるので、田としては使用をされていないと思います。確かに3筆を転用すべきなのかなと思います。溜池と原野に関しては、いますぐの返答ができませんので調べます。

会長 ●●●番●の地目が原野も農業用施設が含まれていますよね。今回の4条申請については、許可相当と認めることは可能ですが、申請書の内容がどうなのかということになります。転用面積を●●●●●㎡で見るとか、転用計画の所要面積●●●㎡で見るとか、どちらを転用面積で捉えればいいのでしょうか。

事務局 ●●●番については、既に牛舎が建っているので全面積を転用できると思うのですが、●●●番●については、一部のみ転用した方がよろしいのでしょうか。

会長 ●●●番●の牛舎が建つ以外では、何をされる予定ですか。

事務局 トラクターや肥料置き場にされる予定です。

会長 それにしても残地面積が広すぎますよね。

●●委員 放牧もされるのではないですか。

事務局 放牧されるなら転用する必要はないです。

会長 この申請書は修正した方がいいのではないのでしょうか。

事務局 それでは、一部転用というかたちで●●さんに話をしてみます。関連の農地についても確認します。

会長 今回の申請は、差し戻しをした方がいいのではないのでしょうか。皆さんのご意見をお願いします。

●●委員 図面どおりにしていただき、完成後に申請した方が、ご本人も分かりやすいのではないのでしょうか。

会長 農地でない面積も転用計画の所要面積に含まれていますし、農地として残すべき面積が転用面積に含まれていますし、きちんとしておかないと審議できません。審議ができる申請書にしていきたいと思います。

それでは議案第1号については、申請書の内容に不備な点がございまして精査して、再度提出していただくようお願いするかたちでよろしいでしょうか。

全員賛同

会長 全員賛同いただきましたので、申請者にご理解いただき、再度提出するようお伝えをください。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1 1頁をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請書について、2件提出されました。

1件目、譲渡人は●●在住の●●●●●さん、譲受人は●●在住の●●●●●さんです。土地の所在地は、大字●●●●番●外2筆、地目は田と畑、総面積●●●●●㎡です。場所につきましては、資料1 7頁をご覧ください。●●●●●さん宅の前は西条柿をされておられ、あとは家の裏と川の向こう側に畑がございまして。●●●●●さんが高齢のため、農作業ができなくなり●●●●●さんが西条柿をされておられますので、今回の所有権移転となりました。

現地につきましては、●●委員さんと●●委員さんと一緒に現地へ行き、資料1 8頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、説明を終わります。

会長 ●●委員さんと●●委員さんは現地調査報告をお願いします。

●●委員 とてもきれいに西条柿をされており、引き続き頑張ってくださいと思います。

●●委員

きれいに西条柿をされておられるので何の問題も無いと思います。

会長

書類確認のため、しばらく時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご意見・ご質問等ございませんか。資料17頁の写真図の所有者は●●●●さんとなっておりますが、亡くなられているのでしょうか。

事務局

●●●●さんのご主人で、すでに亡くられておられます。

会長

他にございませんか。採決に移ります。1件目の譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さんの許可申請について、許可相当と認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

会長

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当と認めます。続きまして、2件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局

資料19頁をご覧ください。2件目、譲渡人は●●●●在住の●●●●●さん、譲受人は●●●●●在住の●●●●●さんです。●●●●さんは現在、●●●●●でパートナーと農業をされており、このたび川本町へ定住されることとなりました。●●●●●さんのご自宅を空き家バンクで知り、現地も見られ家の修繕が終わり次第、川本町へ来られるそうです。土地の所在地は、大字●●●●●番●●外3筆、地目は田と畑、総面積●●●●●㎡です。場所につきましては、資料25頁をご覧ください。●●●●より●●●●の方へ入ったすぐ左側の橋の先の周辺に自宅と農地がございます。

現地につきましては、先ほどと同様に●●●●委員さんと●●●●委員さんと一緒に現地確認をしており、資料26頁に掲載をしております。

以上で、説明を終わります。

会長

●●●●委員さんと●●●●委員さんは現地調査報告をお願いします。

●●委員

山の中の平地にあり、草刈りもされていて良い場所だと思います。

●●委員

家からすぐ近くに農地があり、農家さんですし何の問題は無いと思います。

会長

書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご意見・ご質問等ございませんか。私から確認ですが計画としては、いつ頃までに川本町へ来られる予定ですか。

事務局

秋までに来られるそうです。

会長

許可後、やはり止めるということはないですね。

事務局

定住担当が間に入っておりますし、実際に私もお会いして話をしておりますので大丈夫です。

会長

以前、この農地を地域の人が栽培されていたかと思うのですが。

事務局

確かにえごま栽培をされておられました。現在は、解除されています。

会長

資料2 1頁に大農機具にトラクター等所有と記載されていますが、お持ちですか。

事務局

●●●でお持ちだそうです。こちらの方へトラックで運んで来るそうです。10年以上、ナスとピーマン中心に農業経験があるそうです。

会長

他にございませんか。無いようでしたら2件目、譲渡人は●●●●さん、譲受人●●●●さんの第3条の規定による許可申請について、許可相当として認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当と認めます。続きまして議案第3号 農地埋立届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料2 7頁をお開きください。令和6年5月10日付けで農地埋立届が提出されました。申請者は、●●●地区在住の●●●●さんです。土地の所在地は大字●●●●●●●番外2筆、地目は畑、総面積●●●●●●●㎡の内、●●●●●㎡です。

埋立の理由は、現在、畑として利用しているが傾斜があり、利用しやすいよう盛土を行い、形状を変更したいとのことです。埋立後は、えごまを栽培し、再度利用したいと伺っております。

場所につきましては、資料3 5頁をご覧ください。●●●●さんご自宅の裏の方に農地がございます。

現地につきましては、●●委員さんと●●委員さんと一緒に現地確認を行い、資料3 6頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、説明を終わります。

会長

それでは、●●委員さんと●●委員さんは、現地調査報告をお願いします。

●●委員

以前から傾斜がひどい場所で、いずれはされるのではないかなとは思っていました。隣地も麦を刈り、えごまを主として栽培されるようです。

●●委員 現地では、実際に●●●さんが作業をしておられ、形状をなくして耕作したいと言われていたので、問題は無いと思います。

会長 それでは書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しいただけましたか。何かご意見・ご質問等ございませんか。資料30頁ですが、盛土面積は2筆をまたがっていますよね。現在、畑は何を耕作されていますか。

事務局 ●●●番は麦の刈り取りをされておられました。

会長 公衆用道路の赤線が入っていますが、所管の同意書は得られていますか。

事務局 同意書はないです。

会長 所管で確認をとらないといけないと思います。

事務局 わかりました。

会長 赤線の取り扱いについて関係機関へ確認し、同意が得られるのであれば、農地埋立届を受理してよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、受理することを決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書の届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料37頁をお開きください。報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書の届出について、2件ございます。

1件目、農用地利用集積計画及び農用地配分計画の解約について、しまね農業振興公社より提出がございました。中間管理機構を通しての賃貸借で、所有者は●●●在住の●●●●●さん、耕作者は●●●の●●●さんです。土地の所在地は、大字●●●●●番●●外4筆、総面積●●●●●㎡です。場所は、●●●●●線の以前、●●●●●があったところで、かなり広い農地ですが、耕作者より体調不良のため規模縮小したいと相談があり、合意解約の申出がございました。

2件目、資料43頁をお開きください。所有者は●●●在住の●●●●●さん、耕作者は●●●在住の●●●●●さんで、●●●さんより高齢のため耕作ができなくなったと合意解約の申出がございました。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。解約さ

れた後は、他に耕作される予定はございますか。

事務局

●●さんの農地は、●●さんが借りる予定です。●●さんは面積が大きく、遠い場所であり有害鳥獣被害も多いことからまだ借り手がございません。●●さんは、この解約の報告後、手続きをしていきます。

会長

他にございませんか。それでは報告第1号について、受理してよろしいでしょうか。

全員賛同

会長

ご承知のほど、よろしく申し上げます。続きまして報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1、相続をされた方は、●●地区の●●●●●さんです。(故) ●●●●●さんのお子さんで大字●●●●●番●14筆、田と畑、総面積●●●●●㎡を相続されました。

番号2、相続された方は、●●●●●在住の●●●●●さんです。(故) ●●●●●さんのお子さんで大字●●●●●番●外4筆、田と畑、総面積●●●●●㎡を相続されました。

以上で、報告を終わります。

会長

事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。無いようでしたら報告第2号について、受理いたします。続きまして、報告第3号 青年等就農計画の変更認定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料46・47頁をお開きください。川本町より川本町農業委員会へ青年等就農計画変更認定書が提出されました。申請者は●●●●●さんです。こちらの審査会へは、会長もご出席されています。

以上で報告を終わります。

会長

●●●●●さんより青年等就農計画変更認定申請を川本町長へ提出され、認定審査会において認定され、川本町町長より認定したという川本町農業委員会へ報告がございました。皆さん、ご承知のほど、よろしく申し上げます。

本日の議事事項が全て終わりました。「その他」がございますか。

事務局

「その他」

◇地域計画について

◇次回総会の開催日について

令和6年6月26日(水) 13:30～大会議室

会長

それでは、第2回川本町農業委員会総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
